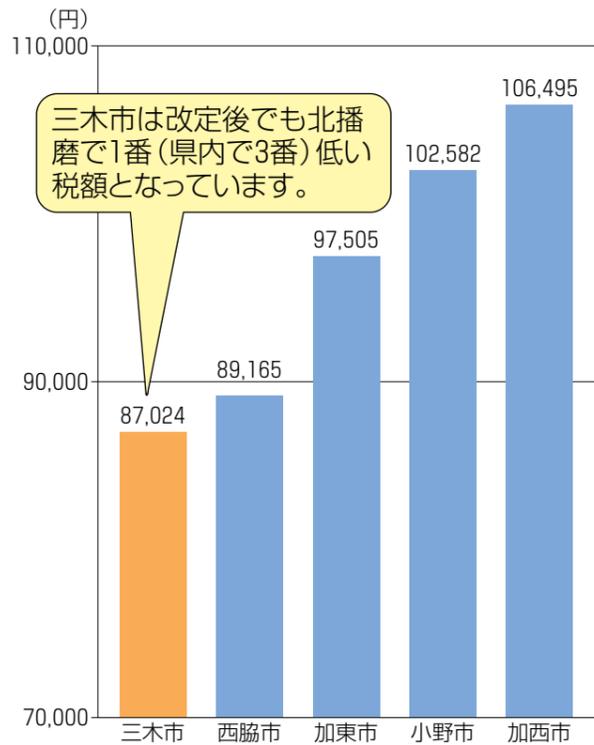


図3 平成30年度北播磨5市の1人当たりの平均保険税額(年額)



**■三木市の状況**  
現在、市の国保会計では支払う医療費に対して、国や県の補助金と国保税の収入だけでは不足が生じています。そのため、一般会計からの繰り入れ(赤字補てん)を行っており、財政的に非常に厳しい状況です。(図2) 今回の改定により、加入者の皆様に負担増をお願いすることになります。命と健康を支える国民健康保険制度を持続可能なものにするため、ご理解とご協力をお願いします。

図2 平成30年度一般会計からの繰入金

一般会計繰入金(うち法定外)	
三木市	8億5,413万円(2億9,246万円)
小野市	4億2,957万円(2,782万円)
西脇市	4億2,366万円(3,453万円)
加西市	3億9,600万円(955万円)
加東市	3億2,262万円(2,769万円)

※一般会計繰入金には、法令で定められた法定内繰入金と赤字補てんなどで自治体の判断で行う法定外繰入金があります。



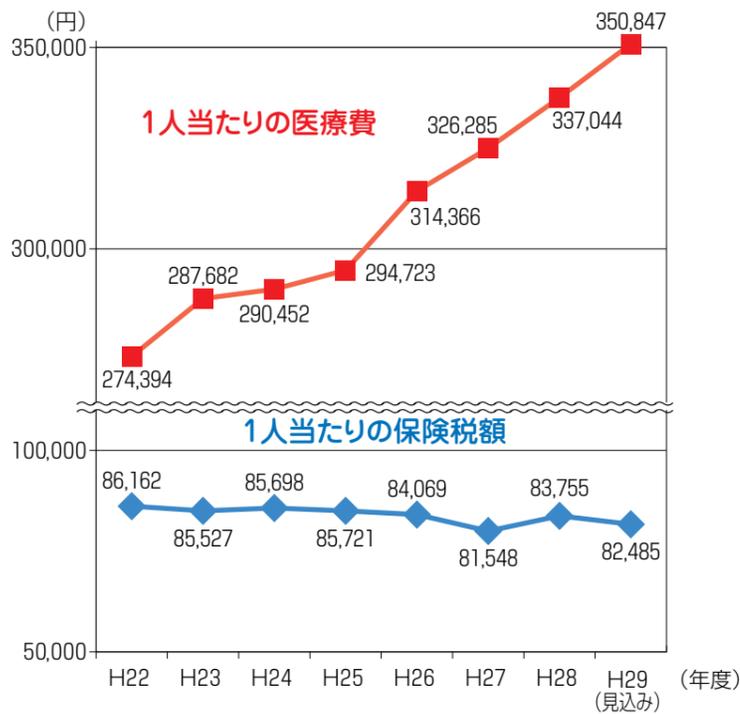
国民健康保険は、病気やけがをしたときに加入者の皆様が安心して医療を受けられるようにお互いに助け合う社会保障制度です。  
市では平成20年度に保険税率を変更して以来、保険税率を据え置いて加入者の負担を抑えてきましたが、加入者の高齢化による医療費の増加などから、10年ぶりに保険税率等の改定を行います。(図1)  
今後は県の見直しに合わせ、市でも保険税率の見直しを行うべく予定しています。

国民健康保険制度は、将来にわたって安定的に制度を運営するために、4月から財政運営主体が市から県に変更となりました。  
今回の特集では、国民健康保険税の税率等の改定と三木市の状況をお知らせします。

問・市医療保険課  
市税務課

# 国民健康保険税を 10年ぶりに改定

図4 市民1人当たりの医療費と保険税額(年額)



**■医療費の抑制にご協力を**  
1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。増加していく医療費を抑えることも大切です。(図4)  
病気の早期発見や生活習慣病の予防など、町ぐるみ健診や人間ドックを受診し、日頃から健康管理に努めましょう。



図1 三木市国民健康保険税率表(年額)

改定内容		改定前	改定後
医療保険分 (75歳未満)	所得割	5.9%	6.5%
	均等割	24,000円	25,000円
	平等割	19,500円	20,000円
後期高齢者支援分 (75歳未満)	所得割	2.1%	2.3%
	均等割	7,500円	9,000円
	平等割	6,000円	7,000円
介護分 (40歳以上65歳未満)	所得割	1.6%	2.0%
	均等割	7,000円	8,000円
	平等割	5,500円	6,000円

所得割：世帯の所得金額に乗じて算定する割合  
均等割：国保加入者1人あたりの金額  
平等割：1世帯あたりの金額

**所得が低い方への軽減制度**  
所得に応じて、国保税(均等割・平等割)の7割、5割、2割を軽減する制度があります。